

令和元年度 第1回 鶴岡市地域医療を考える市民委員会

期 日 令和元年 12 月 19 日（木）
時 間 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所 鶴岡市立荘内病院 3 階 講堂

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 説明・報告・協議
 - (1) 説 明
 - 趣旨説明
 - 進め方等について
 - (2) 講 話
 - 慶應義塾大学 秋山美紀先生
 - (3) 地域医療に関するフリーディスカッション
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

※終了後、荘内病院院内見学ツアーを行います。

鶴岡市地域医療を考える市民委員会

委員名簿

きたかぜ 北風	す み 寸美	からだ館にこにこ倶楽部
きむら 木村	ひろゆき 博之	鶴岡市私立幼稚園・認定こども園連合会保護者会会長
さいとう 齋藤	ひろしげ 啓滋	鶴岡市公立保育園保護者会連絡協議会会長
さとう 佐藤	あけみ 明美	鶴岡市立荘内病院ボランティア
せお 瀬尾	りかこ 利加子	株式会社瀬尾医療連携事務所代表取締役
つちだ 土田	みかこ 三香子	朝日地域保健委員会副会長
はらだ 原田	とうしろう 藤四郎	関根いきいき体操講座代表
ほんま 本間	しおこ 志保子	鶴岡市障害者相談支援センター所長
ほんま 本間	ゆうこ 優子	山形県看護協会
ましま 真島	まさひろ 正博	つるおかオレンジサポートの会代表
みずぐち 水口	ひでとし 英俊	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会居宅支援事業者部会幹事

コーディネーター

あきやま 秋山	み き 美紀	慶應義塾大学環境情報学部教授
------------	-----------	----------------

オブザーバー

つちだ 土田	けんし 兼史	鶴岡地区医師会会長
もろ 毛呂	こういち 光一	鶴岡地区歯科医師会会長
すずき 鈴木	ちはる 千晴	鶴岡地区薬剤師会会長
みしな 三科	たけし 武	鶴岡市病院事業管理者
すずき 鈴木	さとし 聡	鶴岡市立荘内病院院長

(敬称略)

鶴岡市地域医療を考える市民委員会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢社会が進行し、地域医療を取り巻く環境が変化する中、市民が地域医療の現状を知り、関心を持ってもらうとともに、地域医療について「ともに考え」、「ともに作り上げ」、地域全体で心の通い合う地域医療を実現するため、対話型の鶴岡市地域医療を考える市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療の課題とその解決策に関すること。
- (2) 地域医療を守るための市民行動に関すること。
- (3) その他地域医療全般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民団体、患者会又はボランティア団体の代表者等、医療従事者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(コーディネーター)

第6条 委員会に、コーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、地域医療に精通した学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 コーディネーターは、委員会の全体的な調整を図る。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及びコーディネーターは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員会に出席した者（委員及びコーディネーターを除く。）は、委員会に出席したことで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 会議に関する庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。

第2次鶴岡市総合計画（抄）

計画策定の趣旨

2005(平成 17)年 10 月 1 日に南庄内地域の1市4町1村が合併して新鶴岡市が誕生し、その約3年後の 2009(平成 21)年 1 月に新鶴岡市の総合計画を策定しました。

この計画策定から、さらに 10 年が経過しています。この間、社会経済のグローバル化の進展、東日本大震災をはじめとする大規模な自然災害の発生、少子高齢化のより一層の進行、人口減少の加速化とこれらにまつわる諸課題の深刻化、複雑化により、地域を取り巻く環境は大きく変化してきました。こうした社会経済情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、第1次計画の終了から切れ目なく、誰もがいきいきと暮らし続けることができるまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針として、ここに第2次鶴岡市総合計画を策定しました。

新たな計画は、人口減少社会に対応するため、変化の激しい時代の潮流を可能な限りの確に捉えながら、市域内にある様々な資源や特性を適切に保全、活用して、希望に満ちた明るい将来への展望を掲げています。さらにこれらを広く市民と共有しながら、対話と協働に基づいてまちづくりを推進していけるよう、中長期的な観点に立って、以下の構成による計画を策定しました。

計画の構成と期間

この計画は、基本構想と基本計画で構成します。

(1)基本構想

基本構想は、鶴岡市の「めざす都市像」及び「まちづくりの基本方針」を掲げて、市政推進の大きな方向性を示し、あわせて、市民から本計画に一層親しみを持っていただくため「キャッチフレーズ」を設定します。また、「施策の大綱」では分野別の施策の概要を示し、「計画の指標」と「計画の推進方針」では、計画が目指している本市の将来の姿を示します。

(2)基本計画

基本計画は、(1)の基本構想に基づき、各分野において行う施策の方向性と主要な施策を示します。また、基本計画を推進するための取組方法を示します。

施策の実施にあたっては、毎年、情勢の変化や地域の実情に照らし合わせて課題を捉え直し、施策を見直しながら、向こう3年間を見通した実施計画を策定して進めます。

基本計画は、必要に応じ5年をめどに見直します。

(3)計画期間

計画期間は、2019(平成 31)年度から 2028 年度までの 10 年間とします。

第2次鶴岡市総合計画（抄）

基本計画

第2 未来創造のプロジェクトの設定

基本計画の推進にあたり、人口減少などによる社会構造の変化に対応するため、個々の施策を単独で推進するだけでは解決することの難しい中長期的な課題や、部署横断で取り組むことで本市の持つ強みや特性がより発揮され、相乗的な効果が期待される主な取組を「未来創造のプロジェクト」として設定します。

このプロジェクトは、3つのまちづくりの基本方針に基づき、各分野からの施策を集め、庁内でチームを作るなど関連する部署が横断的に連携して精力的に取組を進めるプロジェクトです。プロジェクトの設定は、社会経済情勢の変化や新たな課題に的確に対応していくため、概ね5年を区切りとし、内容の見直しや項目の追加を柔軟に行い進めていきます。

- ☞ ①若者・子育て世代応援プロジェクト
- ☞ ②全世代対象型地域包括ケア推進プロジェクト
- ☞ ③食文化・産業創造プロジェクト
- ☞ ④産業強化イノベーションプロジェクト
- ☞ ⑤城下町つるおかリブランディングプロジェクト
- ☞ ⑥輝く女性活躍推進プロジェクト
- ☞ ⑦地域国際化SDGs推進プロジェクト

全世代対象型地域包括ケア推進プロジェクト

○プロジェクトの目的

住まい、医療、介護、予防及び生活支援を一体的に提供する“地域包括ケア”を、高齢者に限らず障害者や子ども、生活困窮を抱える人や社会的孤立状態にある人など幅広く対象とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を構築します。

○施策の方向

- ・高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など幅広い対象を支援するため、既存組織の再編や身近な場所で相談を受けられる体制の構築を進めます。
- ・関係する分野が密接に連携、住民と協働し、実態把握のためのアウトリーチの積極的な展開を図ります。
- ・地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療について、行政、医療機関、福祉事業所などの関係機関が連携し、顔の見えるネットワークの構築や、在宅医療の充実を図ります。
- ・地域医療を担当する部署を新たに設け、医療提供体制の整備を図ることや、南庄内地域の基幹病院である荘内病院が、より一層市民から信頼され愛される病院となるように市民の声を受け止める場の設定などの取組を進めていきます。
- ・障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を促す取組を支援します。

鶴岡市地域医療を考える市民委員会（案）

資料 2

検討するテーマ・市民とともに作り上げる地域医療

令和元年度（年2回 12月、3月に開催）

第1回開催

「市民委員会の主旨説明とスケジュールの確認」

（地域医療に関する委員のディスカッション）

第2回開催

「地域医療における荘内病院のあり方」

（開かれた病院の実現、患者満足度の向上）

地域医療の目指す姿

- 市民自身が自分の健康を守り、また地域医療を守り、そして医療機関と、こころ通いあう地域医療を実現する
- 地域の基幹病院である荘内病院が、急性期病院としての使命を果たし、他の関係機関と連携を図りながら、地域医療を進める

令和2年度（年4回 5月、8月、11月、2月に開催）

第3回開催

「市民が安心して医療が受けられる環境改善」

（心のこもった患者サービスの提供、地域医療の偏在）

第4回開催

「地域医療の市民への理解と普及」

（市民への積極的な情報発信と医療ニーズの把握）

在宅医療と介護連携の強化

第5回開催

「在宅医療提供体制の充実」

（庄内プロジェクト事業の推進、ICTの活用）

第6回開催

「認知症、介護予防施策の推進」

（疾病予防、多職種連携による支援）

令和3年度（年4回 5月、8月、11月、2月に開催）

これまで6回の市民委員会で出た意見をもとに

市民発

「市民アクションプラン」の策定

（地域医療を守るために市民ができることを掲げる）

「市民勉強会」の開催

（市民委員が核となり、地域医療の理解と普及に取り組む）



鶴岡市 地域医療を考える市民委員会
2019年12月19日

市民として地域の医療を考えよう

慶應義塾大学
秋山美紀

1

自己紹介（鶴岡との関わりを中心に）

- 地域医療の研究者として、2004年4月に鶴岡入り
- 2004年～2006年 鶴岡地区の地域医療連携とNet4Uの研究
- 2007年～現在 慶應先端研「からだ館」プロジェクト
- 2007年～2011年 がん戦略研究「緩和ケア普及のための地域プロジェクト」（通称「庄内プロジェクト」）
- 2012年～2013年 在宅医療連携拠点事業
- 2012年度～現在 鶴岡みらい健康調査
- 2012年度～現在 鶴岡市健康なまちづくり推進協議会委員
- 2012、2013年度 庄内保健所 がん検診受診率向上検討委員会
- 2013年度 鶴岡市がん検診受診率向上対策評価検討委員会

- 2019年6月～現在 中央社会保険医療協議会公益委員

2

はじめに

「**良い**医療」と「**必要な**医療」

どちらも大事だけれど、区別する必要あり

3

はじめに

「**良い**医療」と「**必要な**医療」



患者と医療者が
ともにつくるもの



社会状況や人口・
疾患等によって
変化していくもの

4

「**良い**医療」とは？

例えば？

- ・ 医療者と患者の信頼関係
- ・ わかりやすい説明→納得して選択
- ・ 患者の気持ちに寄り添う
- ・ 患者の人権が守られる
- ・ 科学的根拠に基づき、その人の最適な治療が選ばれる
- ・

共有する価値（その時・その社会で）

5

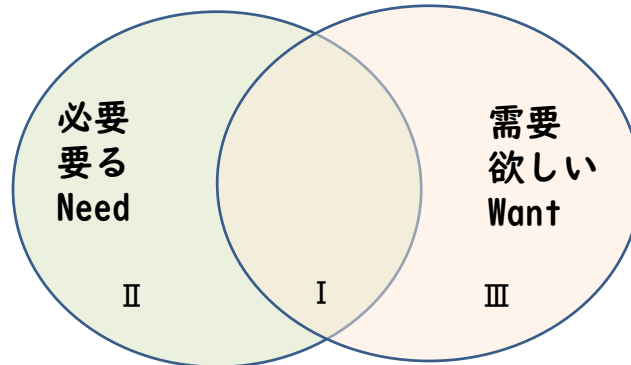
「**必要な**医療」とは？

- ・ **変化していくもの**
 - ・ その人の年齢や疾患によって
 - ・ その地域の、人口構成、疾患構成によって
- ・ 決める際には、社会状況や価値観、財源や予算も考慮する必要がある（その時代・その社会で）
- ・ 一定の目標や基準に照らして判断
=客観的なデータ（根拠）に基づいて決められる

6

参考までに

必要 (Need) とは何か？ 社会が判断 vs. 本人が判断



- | | | | |
|-----|--------------------|---|-------|
| I | NeedもありWantもあるもの | → | 社会保障○ |
| II | NeedはあるのにWantがないもの | → | 社会保障○ |
| III | WantはあるけどNeedはないもの | → | 社会保障× |

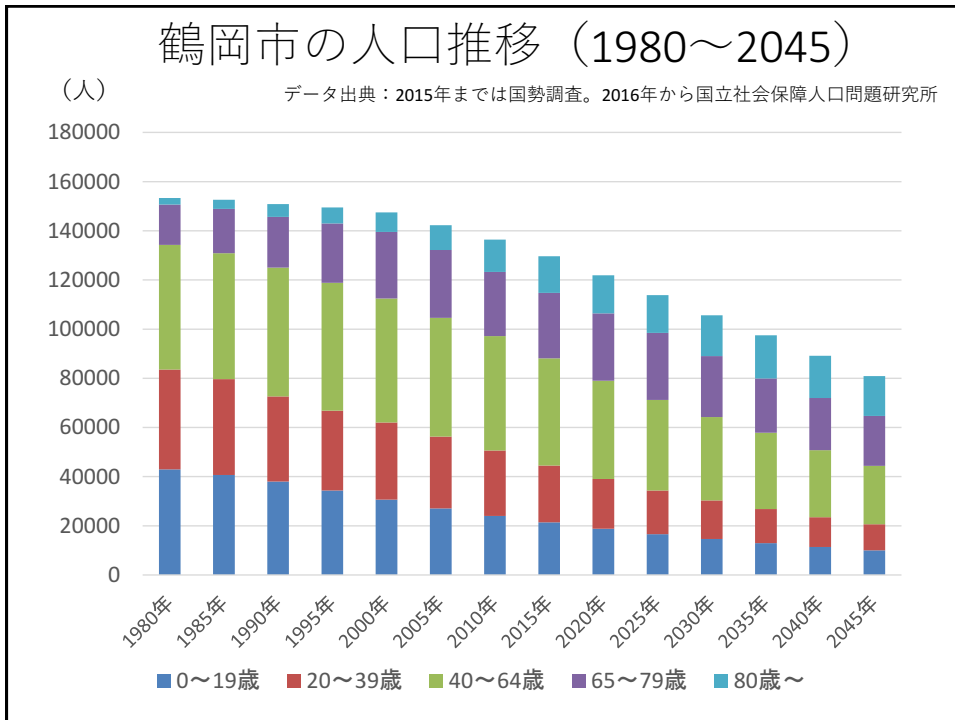
7

7

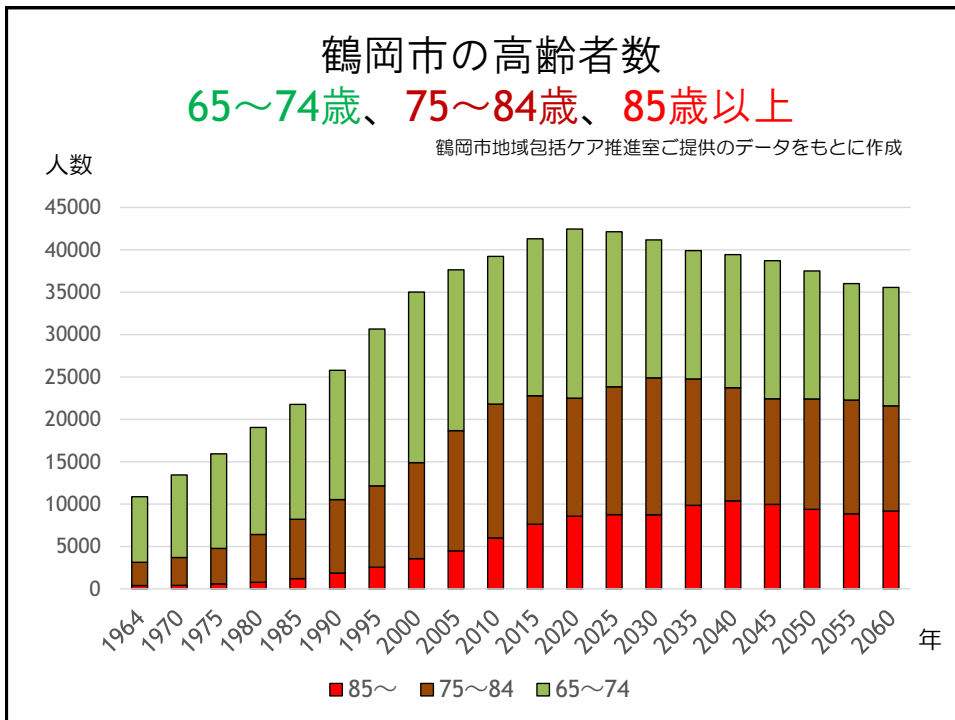
「必要な医療」＝地域医療ニーズは、
どのように変化？

データから読み解く

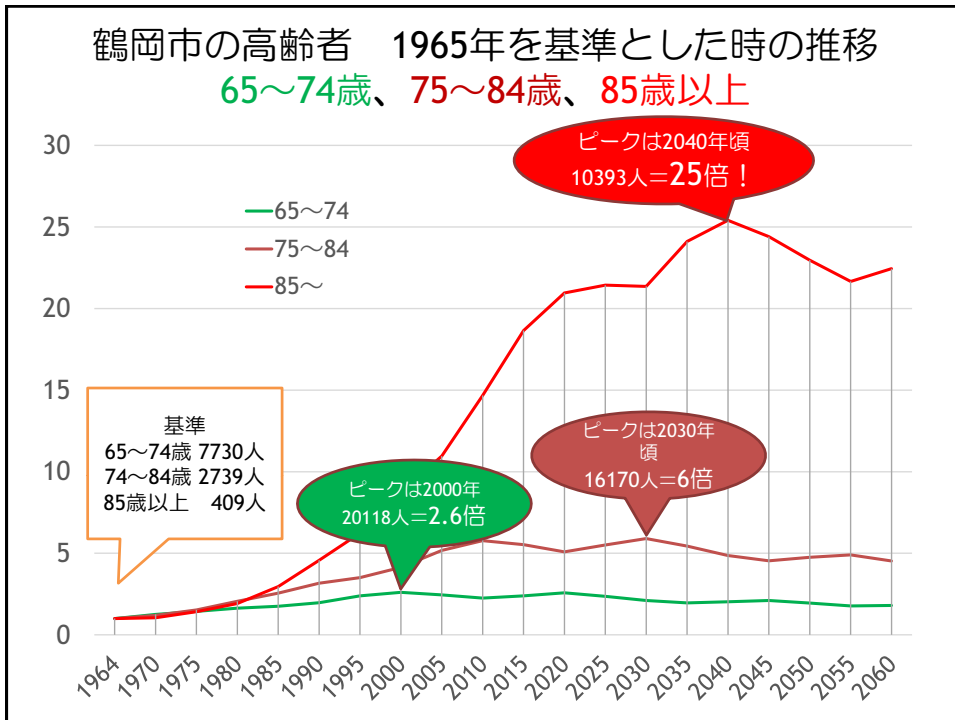
8



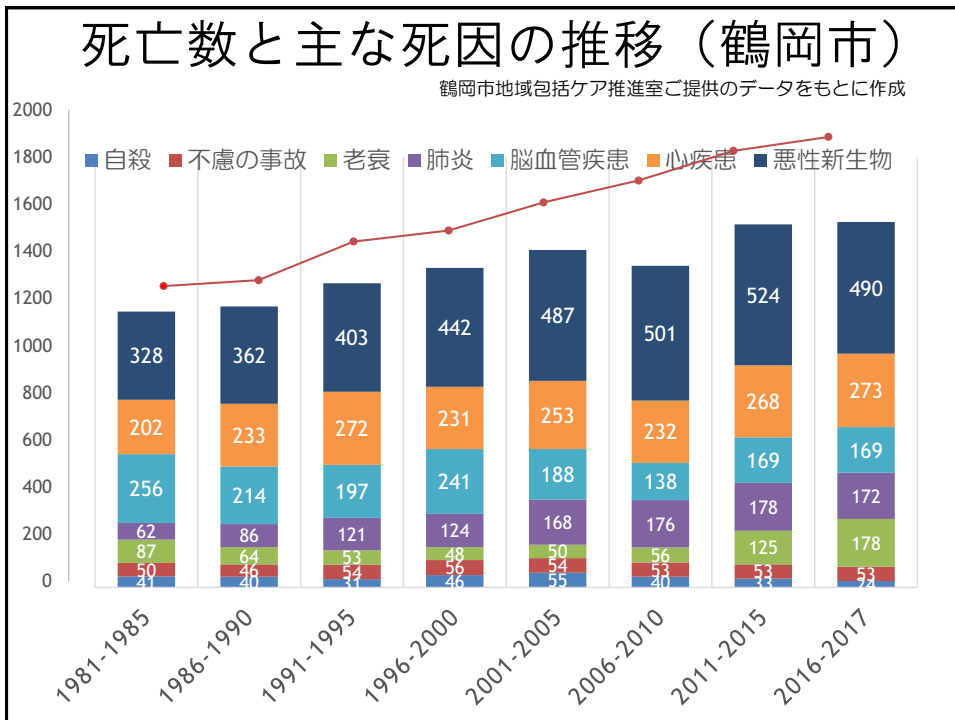
9



10



11



12

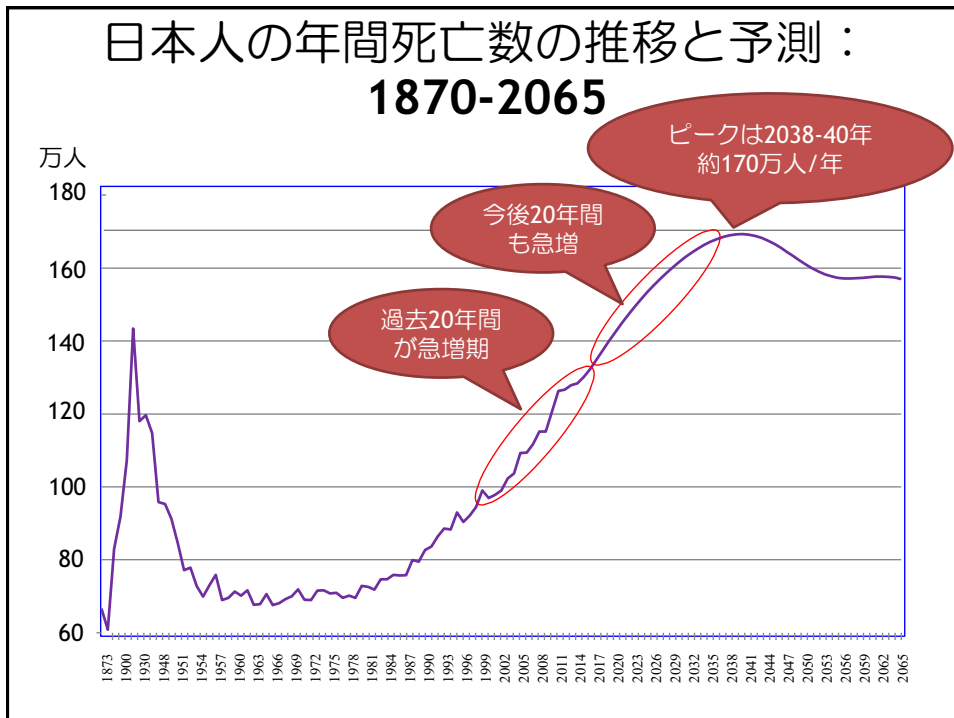
地域医療のニーズ

「治す医療 (Cure)」 → 「支える医療 (Care)」

- おみとりは急増
- 高齢者の生活「ほぼ在宅、たまに入院」を支える
増悪時対応も増える
- 高度急性期医療 →人口減少でニーズ減少
→より広域な地域で集約

13

日本人の年間死亡数の推移と予測： 1870-2065



14

政策の2本の柱

地域医療構想

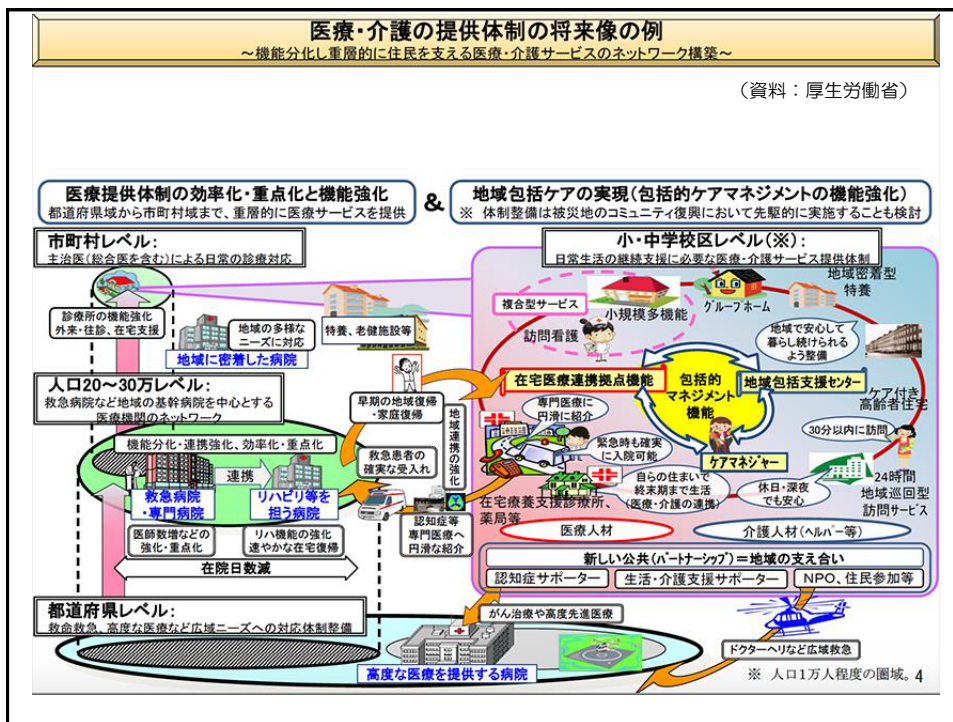
特に「治す医療 (Cure)」
を提供する体制の再編・
再構築

地域包括ケア システム

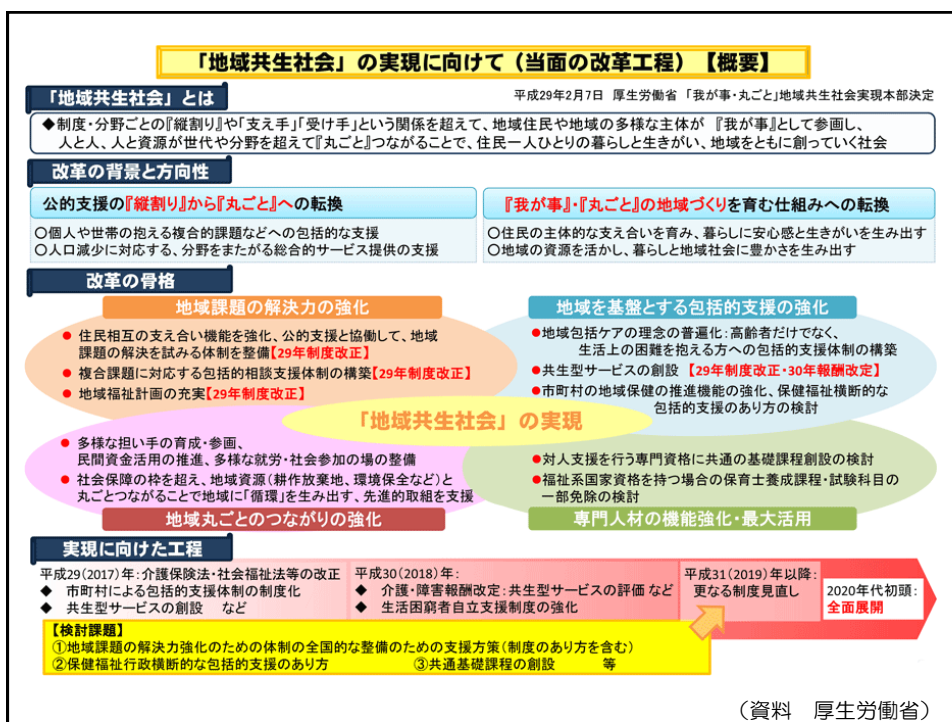
生活を中心にして、必
要に応じて支援やケア
を組み合わせたいける
体制の構築

予防や「支える医療
(Care)」も含まれる

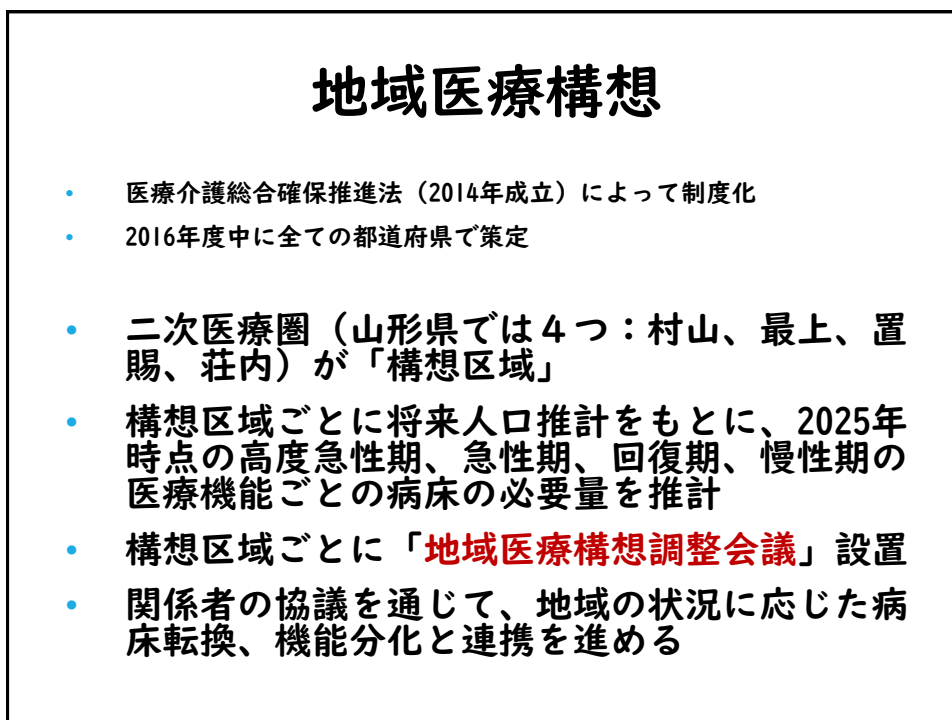
15



16



19



20

**庄内の保健医療協議会
(地域医療構想調整会議)
委員**

	所 属	氏 名
1	鶴岡地区医師会長	土田 兼史
2	酒田地区医師会十全堂会長	佐藤 顕
3	鶴岡地区歯科医師会長	毛呂 光一
4	酒田地区歯科医師会長	佐々木 正晃
5	鶴岡地区薬剤師会長	鈴木 千晴
6	酒田地区薬剤師会長	佐藤 義朗
7	鶴岡市立荘内病院長	鈴木 聡
8	日本海総合病院長	島 貴 隆 夫
9	山形県立こころの医療センター院長	神田 秀人
10	鶴岡協立病院長	堀内 隆三
11	山形看護協会庄内支部長	高橋 みゆき
12	山形県栄養士会酒田地域事業部担当理事	渋谷 恭子
13	庄内地区老人保健施設協議会会長	矢島 恭一
14	山形県老人福祉施設協議会副会長	伊藤 貴正
15	山形県介護支援専門員協会会長	佐藤 裕邦
16	東北公益文科大学教授	澤邊 みさ子
17	山形県保険者協議会副会長	須藤 晃一
18	鶴岡市長	皆川 治
19	酒田市長	丸山 至
20	三川町長	阿部 誠
21	庄内町長	原田 真樹
22	遊佐町長	時田 博機
23	庄内保健所長	石川 仁

21

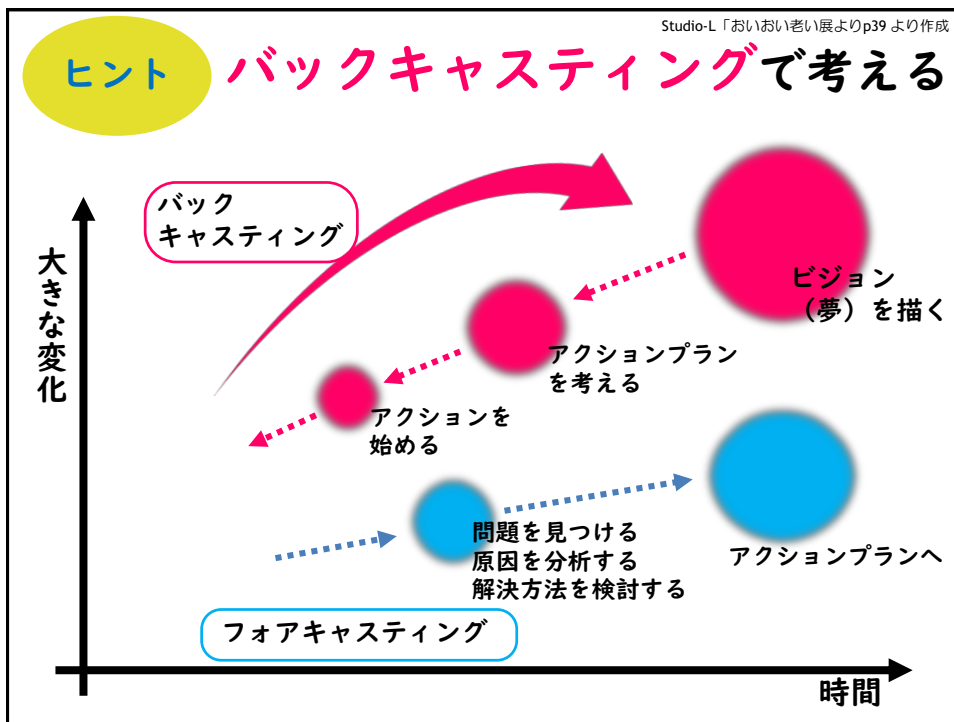
地域医療の構想

- 治す医療 (Cure)は、一つの病院単体、狭い地域では提供が困難に
- 庄内地方全体、山形県全体の医療を良くする視点
- 連携や協力、ゆるやかな連合体？

22

対話と議論において

24



26